

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注	注	注	注	注
			運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,000単位) 要介護3・4・5 (1,300単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	(運営基準減算の場合) $\times 70/100$ (運営基準減算が2月以上継続している場合) $\times 50/100$	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護1・2 (500単位)					
		要介護3・4・5 (650単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)					
		要介護1・2 (300単位)					
		要介護3・4・5 (390単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)							
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +500単位)					
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +300単位)					
ニ 医療連携加算 (1月につき +150単位)							
ホ 退院・退所加算	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)	(+400単位)					
	(2) 退院・退所加算(Ⅱ)	(+600単位)					
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)							
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)							
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上60件未満及び60件以上の場合、40件以上の部分について算定する。

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合 (※)	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)				
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)				
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成21年3月31日時点で3級訪問介護員が指定介護予防訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定介護予防訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)		×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

6 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		稼働を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活総括支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	稼働職員配置加算	単ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算		
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) 〈従来型個室〉	要介護1 (589単位) 要介護2 (660単位) 要介護3 (730単位) 要介護4 (801単位) 要介護5 (871単位)															
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) 〈多床室〉	要介護1 (651単位) 要介護2 (722単位) 要介護3 (792単位) 要介護4 (863単位) 要介護5 (933単位)							+41単位	+5単位							
	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (669単位) 要介護2 (740単位) 要介護3 (810単位) 要介護4 (881単位) 要介護5 (941単位)															
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (669単位) 要介護2 (740単位) 要介護3 (810単位) 要介護4 (881単位) 要介護5 (941単位)															
	(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (815単位) 要介護2 (882単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,017単位) 要介護5 (1,084単位)	×97/100	×70/100	×70/100												
(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (753単位) 要介護2-3 (857単位) 要介護4-5 (988単位)																
(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (815単位) 要介護2-3 (919単位) 要介護4-5 (1,050単位)																
(1) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (820単位) 要介護2 (887単位) 要介護3 (955単位) 要介護4 (1,022単位) 要介護5 (1,089単位)																
(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (820単位) 要介護2-3 (924単位) 要介護4-5 (1,065単位)																
(1) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (820単位) 要介護2 (887単位) 要介護3 (955単位) 要介護4 (1,022単位) 要介護5 (1,089単位)																
(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (820単位) 要介護2-3 (924単位) 要介護4-5 (1,065単位)																
注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)																
注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)																
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定) (2) 退所時相談援助加算 (400単位) (3) 退所前連携加算 (500単位)																
注	入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合																
注	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)																
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)																
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)																
ロ 口腔機能維持管理加算	(1日につき 30単位を加算)																
ル 栄養食加算	(1日につき 23単位を加算)																
ヲ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)																
ワ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)																
カ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)																
コ 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)																
タ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																
テ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																